

徳島県告示第392号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成25年徳島県条例第67号）第14条第1項の規定に基づき森林管理重点地域の指定をしたいので、同条第3項の規定により次のとおり告示し、令和8年7月24日から同年8月23日までの間、指定案を公衆の縦覧に供する。

なお、指定をしようとする区域の森林所有者等その他の利害関係人は、縦覧の期間の満了の日までに、知事に指定案についての意見書を提出することができる。

令和8年7月24日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

1 指定の種別

第1種森林管理重点地域

2 指定をしようとする区域

海部郡海陽町小川字上檜木屋78、80の1及び80の2

3 縦覧場所及び意見書の提出先

郵便番号 770-8570

徳島市万代町一丁目1番地

徳島県農林水産部森林土木・保全課森林保全担当

電話番号 088-621-2450